

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2941号)

令和4年6月21日

横情審答申第2941号
令和4年6月21日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 靜雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和元年8月7日建営第928号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市建築工事共通単価表（B1）のうち、一覧表（目次）及び機労材
の構成が分かるもの（歩掛り）」の一部開示決定に対する審査請求について
の諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市建築工事共通単価表（B1）のうち、一覧表（目次）及び機労材の構成が分かるもの（歩掛り）」を一部開示とした決定のうち、別表の非開示部分3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「2019年度6月18日 横浜市建築局で利用されているB1、B2、B3等で始まるコードの・一覧表・機労材の構成が知りたい 例：B○-○○○○○遣り方一般 大工：0.6人 普通作業員：0.6人 切丸太：15本（どの材料を選ぶか）板材：0.04m³（どの材料を選ぶか） 鉄丸くぎ：0.1kg（どの材料を選ぶか） その他経費率：25%」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和元年7月2日付で行った「横浜市建築工事共通単価表（B1）のうち、一覧表（目次）及び機労材の構成が分かるもの（歩掛り）」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第6号柱書に該当するため、一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本市では入札の透明性の確保のため、建築工事積算要領及び建築工事積算マニュアル（以下「積算基準」という。）並びに労務単価については本市のホームページにおいて、また、本市が独自に調査し算出した工事材料単価（以下「本市独自の工事材料単価」という。）については市民情報センターにおいて公表している。
- (2) 本市が発注する建築工事における予定価格は、積算基準により、直接工事費、共通費及び消費税等相当額で構成されている。そのうち、直接工事費は、一般に設計図面から施工に必要な数量等を積算し、当該必要数に横浜市建築工事共通単価表（B1）（以下「共通単価表（B1）」といふ。）による単価、物価資料の掲載単価、カタログ等単価及び見積単価などを乗じることにより算出する。

- (3) 予定価格を事後公表としている1億円以上の建築工事などでは、カタログ等単価及び見積単価を調達公告時に事前に閲覧することができる。これに加えて歩掛りまで公開することとなれば、公にされている労務単価や物価資料の掲載単価等と加乗計算を行うことで、共通単価表（B1）による単価を事前に算定することが可能である。それにより、入札前に容易に予定価格や最低制限価格を算定することが可能となり、事後公表の目的が失われることになる。
- (4) 本来、入札において、入札参加者は、自社の有する技術者、材料、機材等の技術力や経営力をもとに、受注した場合に必要と考える費用や利益を見込んだ価格を積算し、その上で応札価格を定めるべきものである。しかし、予定価格や最低制限価格が容易に算定できるとなれば、事業者としては最低制限価格又はその少し上の金額で入札すれば落札の可能性が高くなるため、本来必要な費用と利益を見込んだ価格ではなく、最低制限価格での入札を助長し、適正な競争の確保に支障を生じることになる。また、適正な積算をせずに入札した事業者が落札するようになれば、入札の公正性や入札本来の意義が失われるだけでなく、事業者の適正な積算意欲を失わせ、契約実施能力の低下を招き、結果として、公共事業の品質や適正な施工の確保に支障が生じるおそれがある。
- (5) さらに、歩掛けの構成は、発注者である本市が標準的と考える工法を基に構成されており、受注した事業者が実際に施工する際は、施工技術や能力により、これは別の工法で施工することが可能である。歩掛けを公開することは、事業者の施工技術や能力が積算を行う上で發揮しにくくなり、適正な落札事業者の決定に影響を及ぼすおそれがある。
- (6) 以上のように歩掛けを公表すると、事業者の能力に応じた公正な競争の確保や公共事業の品質、適正な施工の確保に支障が生じるおそれがあり、事後公表の本来の意義を損ねるなど、公平かつ適正な入札、契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 一部開示決定を取り消す事を求める。
- (2) 官庁の営繕工事に関しては統一基準を利用し、（財）物価調査会、（財）経済調査会が発行する刊行物等を用い算出していると思われる。これらの刊行物は一般的

に購入することができるため、横浜市が作成する共通単価表と同等の情報は類推することができる。よって、事業の遂行に著しい支障を及ぼすとはいえない。

- (3) 両調査会は工事設計書の開示に当たっては、刊行物の発刊日から1か月かつ契約締結までの期間を経過したものは開示を認めている。
- (4) 積算基準や単価等は公表しているにもかかわらず、その内容が記載されている歩掛表を開示しないのは理屈に合わない。
- (5) 公表していないから非開示にするというのは理屈に合わない。

5 審査会の判断

- (1) 公共建築工事の契約に係る事務について

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項では、普通地方公共団体は、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で申込みをした者を契約の相手方にすることを規定しており、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第13条第2項では、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないことを規定している。

この点、横浜市が発注する建築工事における予定価格は、直接工事費、共通費及び消費税相当額で構成されている。そのうち直接工事費は、一般的に設計図面から施工に必要な材料等の費目と数量を把握し、これに各費目の単価を乗ずることなどにより積算する。

そして、横浜市では予定価格を適正かつ効率的に算出するために、一般的な建築工事で共通して使用する標準的な単価を共通単価表（B1）に掲載している。共通単価表（B1）には掲載されていない単価については、物価資料の掲載単価、カタログ等単価及び見積単価を使用して予定価格を算出する。なお、予定価格を事後公表としている建築工事では、このうちカタログ等単価及び見積単価について、事業者等が調達公告時に事前に閲覧できることとしている。

イ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第3条各号では、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項として、
①入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること、②入札に参加しようとして、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること、③入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること、
④その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の

締結が防止されること、⑤契約された公共工事の適正な施工が確保されることが規定されている。

これを受け、横浜市の工事入札では、予定価格を公表することとしており、調達公告において行う事前公表と契約締結後に契約結果と併せて行う事後公表の二つの方式を採用している。予定価格が1億円未満の建築工事については事前公表の方式を採用し、予定価格が1億円以上の建築工事については事後公表の方式を採用している。

(2) 本件審査請求文書について

実施機関は、本件開示請求に係る対象行政文書を「横浜市建築工事共通単価表（B1）」のうち、一覧表（目次）及び機労材の構成が分かるもの（歩掛り）」と特定し、「一覧表（目次）」（以下「目次」という。）を開示し、「機労材の構成が分かるもの（歩掛り）」（以下「歩掛表」という。）を非開示とする一部開示決定を行っている。目次は共通単価表（B1）の目次部分であり、歩掛表は共通単価表（B1）に掲載されている複合単価や材料単価等（以下「共通単価」という。）を算出するための情報が記録された部分である。

当審査会が本件審査請求文書を見分したところ、目次には共通単価の費目や単価コードが記録されており、歩掛表には共通単価そのものや共通単価を構成する材料、労務、機械器具等（以下これらの各要素を「機労材」という。）の内訳並びに共通単価及び機労材の金額等の情報が詳細に記録されていた。

歩掛表の表部分は、「No」欄、共通単価及び機労材の費目並びに機労材の合計額を示す「計」という文字が記録された「細目名称」欄、共通単価及び機労材の仕様や規格等が記録された「摘要名称」欄、共通単価及び機労材の単位が記録された「単位」欄、共通単価及び機労材の単位施工当たりの数量が記録された「数量」欄、共通単価及び機労材に定められた係数が記録された「乗率（J）」欄、共通単価及び機労材の単価が記録された「単価（T）」欄、共通単価及び機労材の金額が記録された「金額（K）」欄、共通単価及び機労材の補正率の対象等の情報が記録された「率対象」欄、単価コード並びに共通単価及び機労材の単価に関する情報が記録された「備考」欄並びに単価の更新日時が記録された「更新日」欄で構成されている。また、歩掛表の表以外の部分には、別表の項番号37の「その他」に示す内容が記録されている。

なお、共通単価表（B1）のうち歩掛表を除く部分は紙媒体で保存され、歩掛表

は共通単価表（B1）のシステムに電磁的記録として保存されている。

(3) 条例第7条第2項第6号柱書の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

なお、ここでいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が必要であるとされている。

イ 歩掛表を非開示とした理由について、当審査会において実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 工事発注に当たり、入札参加者には金額抜き設計書を提供している。また、積算基準、労務単価及び本市独自の工事材料単価を公表している。さらに、予定価格を事後公表としている1億円以上の建築工事では、カタログ等単価及び見積単価について、入札参加者が調達公告時に事前に閲覧することができる。これらの情報に加えて、歩掛表が公表されるとなれば、事業者はその積算能力や技術的根拠のいかんにかかわらず、入札前にそれらの情報を金額抜き設計書に当てはめることで、容易に予定価格や最低制限価格を算定することが可能となってしまう。

(イ) そして、予定価格や最低制限価格を容易に算定できるとなれば、事業者としては、最低制限価格又はその少し上の金額で入札すれば落札の可能性が高くなるため、適正な積算による競争を阻害することとなる。これは、事業者の積算能力を入札に反映させるという予定価格の事後公表制度の目的にも相容れないものである。

(ウ) また、入札の公正性や入札本来の意義が失われるおそれがあるばかりでなく、業者の適正な積算意欲を失わせ、契約実施能力の低下を招き、結果として公共事業の品質を損なうおそれがある。

(エ) なお、歩掛りを含む工事の積算に関する情報をどこまで公表あるいは非公表とするかについての法令や全国統一の基準はないため、事業者の団体等からの意見や要望を考慮しながら、各自治体が実態を踏まえて判断している。

(オ) この点、本市では、土木工事については歩掛りを公表しているが、土木工事

と建築工事では事情が異なる。建築工事は多くの工種があり、使用する材料の種類も多く、さらに、建物を使用しながらの工事もあるなど現場ごとの施工条件も多様である。また、積算する項目も多く複雑で、歩掛りの種類や複雑さが増す傾向にある。そのため事業者にとっては積算能力や独自の技術力を発揮しやすくなっている。公共建築物は不特定多数が利用する施設であり、使い勝手や安全性に対して細心の配慮が必要なことから、技術力の高い工事が求められている。建築工事の入札においては、このような工事の特性を踏まえて、事業者の積算能力や技術力が入札結果に反映されることを期待しており、歩掛りを非公表としている。

ウ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。

- (ア) 当審査会が歩掛表を見分したところ、別表の非開示部分1には、共通単価そのもの並びにその額を算出するための機労材に係る数量、乗率、単価及びそれらを乗じた金額が具体的に記録されていた。別表の非開示部分2には、具体的な単価等が記録されているわけではないが、他の情報と照合することにより共通単価を算定することができる情報が記録されていた。別表の非開示部分3には、その記録をもって共通単価を算定できる情報はなかった。
- (イ) 上記(ア)より、非開示部分1及び非開示部分2を公にすると、金額抜き設計書では秘匿とされている共通単価が明らかとなり、又は当該金額を推計することができるものと認められる。また、事業者が、すでに公表されているカタログ等単価及び見積単価等の情報に加えて、共通単価を金額抜き設計書に当てはめることで、容易に予定価格に近い金額を算定することが可能となり、それにより、事業者の適正な積算意欲を失わせ、結果として公共工事の品質を損なうおそれがあるという実施機関の説明は首肯できる。
- (ウ) 以上のことから、非開示部分1及び非開示部分2は、これを公にすると、予定価格の事後公表の趣旨を没却し、実施機関の入札及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号柱書に該当する。
- (エ) 一方、非開示部分3については、予定価格を算定できる情報であるとはいえないことから、これを公にしても、入札及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないため、本号柱書に該当しない。

(4) 付言

ア 実施機関が、開示請求に係る決定を開示請求者に対して通知する際には、決定

において特定した行政文書について、その名称を具体的に通知書に記載することが必要であるとされている。

イ 当審査会が、本件処分の一部開示決定通知書を確認したところ、開示請求書の請求内容を転記しただけの記載内容となっており、当該記載から、開示請求者が特定された行政文書を具体的に理解することは困難であることが認められた。

ウ 本件処分のように、開示請求に係る行政文書の名称を具体的に記載せずに決定すると、開示請求者は対象となる行政文書の存在等が具体的に認識できず、実施機関が行った開示、非開示の判断の内容を正しく理解することもできない状況となる。

エ 今後、実施機関におかれては、決定通知書の記載を適切に行うよう注意されたい。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を条例第7条第2項第6項柱書に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表の非開示部分3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 塩入みほも、委員 齋藤宙也

別表 歩掛表（本件非開示部分）の内容

項番号	内容	非開示の分類
1	「No」欄	非開示部分 3
2	「細目名称」欄	
3	「摘要名称」欄	
4	「単位」欄	
5	「数量」欄	
6	「乗率（J）」欄	
7	「単価（T）」欄	
8	「金額（K）」欄	
9	「率対象」欄	
10	「備考」欄の1行目及び2行目	
11	「備考」欄の3行目	
12	「更新日」欄	非開示部分 3
13	「No」欄	非開示部分 3
14	「細目名称」欄	
15	「摘要名称」欄	
16	「単位」欄	
17	「数量」欄	
18	「乗率（J）」欄	
19	「単価（T）」欄	
20	「金額（K）」欄	
21	「率対象」欄	
22	「備考」欄の1行目及び2行目	
23	「備考」欄の3行目	非開示部分 2
24	「更新日」欄	非開示部分 3
25	「単位」欄から「金額（K）」欄にかけての単価の計算式	非開示部分 2

26	「細目名称」欄に「計」と記録されている行	「No」欄	非開示部分 3
27		「細目名称」欄	
28		「摘要名称」欄	
29		「単位」欄	
30		「数量」欄	
31		「乗率（J）」欄	
32		「単価（T）」欄	
33		「金額（K）」欄	非開示部分 1
34		「率対象」欄	非開示部分 3
35		「備考」欄	
36		「更新日」欄	
37	その他	文書のタイトル、共通単価の分類名、表の項目名、欄外の説明等	非開示部分 3

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 元 年 8 月 7 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 元 年 9 月 6 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 元 年 9 月 19 日 (第251回第三部会)	・諮問の報告
令 和 元 年 9 月 24 日 (第331回第一部会)	
令 和 元 年 9 月 27 日 (第366回第二部会)	
令 和 3 年 7 月 27 日 (第351回第一部会)	・審議
令 和 3 年 8 月 24 日 (第352回第一部会)	・審議
令 和 3 年 9 月 28 日	・実施機関から弁明書（追加）の写しを受理
令 和 3 年 9 月 28 日 (第353回第一部会)	・審議
令 和 3 年 10 月 26 日 (第354回第一部会)	・審議
令 和 3 年 11 月 30 日 (第355回第一部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
令 和 3 年 12 月 21 日 (第356回第一部会)	・審議
令 和 4 年 1 月 25 日 (第357回第一部会)	・審議
令 和 4 年 2 月 21 日 (第358回第一部会)	・審議
令 和 4 年 3 月 22 日 (第359回第一部会)	・審議
令 和 4 年 4 月 22 日 (第360回第一部会)	・審議
令 和 4 年 5 月 24 日 (第361回第一部会)	・審議